
東京証券取引所 CLUB CABU News (No. 3508) 2014/7/9

http://www.tse.or.jp/

【本日の目次】

- 1. 新着情報
 - ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」動画紹介(12)
- 2. 市況情報
 - ◆本日の株価指標等
 - ◆第一部前·後場概況
- 3. セミナー情報
 - ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 4. コラムを抜粋しております。

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 113

デリバティブ取引に係る相場操縦事案について

証券取引等監視委員会事務局 国際取引等調査室長 河村 企彦

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」といいます。)取引調査課国際取引等調査室では、機関投資家等のいわゆるプロの投資家の不公正取引について調査を行っており、金融商品取引法に規定されている禁止行為に該当する事実が認められれば、証券監視委として金融庁に対して課徴金納付命令の勧告を行っております。

今回は、最近勧告した事案として、証券会社によるデリバティブ取引(TOPIX先物)を対象とした相場操縦事案についてご紹介したいと思います。

1. 本事案の概要

証券監視委は、平成 26 年 6 月 13 日、東京証券取引所(当時)に上場しているTOPIX先物に係る相場操縦に関し、むさし証券株式会社(本店: 埼玉県さいたま市)に対する課徴金納付命令を発出するよう、金融庁に対し勧告しました。

むさし証券株式会社は、同社のディーラーにおいて、同社の業務に関し、 TOPIX先物(平成25年9月限月)について、市場デリバティブ取引を 誘引する目的をもって、平成25年7月29日から同月31日まで及び同年9月9日から同月11日までの間、合計6取引日にわたり、約定させる意思がないのに、最良買い気配値に多数の買い注文を発注したり、最良売り気配値に 多数の売り注文を発注したりするなどの方法により、上記先物合計2,016単位を買い付ける一方、同先物合計2,016単位を売り付けるとともに、同 先物合計43,554単位の買い注文及び合計44,889単位の売り注文を発注し、 もって、自己の計算において、市場デリバティブ取引が繁盛であると誤解 させ、かつ、上記先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取 引及び申込みを行いました。

同社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項に規定する「第 159 条第 2 項第 1 号の規定に違反する一連の有価証券売買等」及び「その申込み」に該当すると認められます。

本件の違法行為について金融商品取引法に基づき算定される課徴金の額は、543万円となっています。

(参考)「むさし証券株式会社による相場操縦に対する課徴金納付命令の 勧告について」証券取引等監視委員会ウェブサイト http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140613-2.htm

2. 本事案の特徴

本事案の特徴としては、以下の3点が挙げられます。

1点目は、本件違法行為が、証券会社の自己売買取引(顧客からの委託による取引でなく、証券会社が自己の資金を用いて行う取引)において行われたものであるという点です。

なお、取引行為者であるディーラーは、当該取引を会社の業務として 行っていたため、本件の課徴金納付命令は会社が対象となっています。

2点目は、本件が、市場デリバティブ取引(TOPIX先物)に係る相場操縦の事案であるという点です。市場デリバティブを対象とした不公正取引に対する課徴金勧告としては、初めての事例となっています。

3点目は、本件が、相場操縦の手法として、「いわゆる見せ玉の発注・ 取消しを極めて短時間で行い、TOPIX先物の価格をわずかに操作し、 小口の売買を繰り返す」という手口を用いているという点が挙げられます。

3. 取引所との連携

本件の調査の端緒については、日本取引所自主規制法人(当時:東京証券取引所自主規制法人)からの情報提供に基づくものであり、その後の調査過程においても、多大な協力を得て、迅速な勧告に至ることができました。

今回のように、「見せ玉の発注・取消しを短時間で繰り返し、価格をわずかに操作する」といった手口の相場操縦を早期に発見し、迅速に対応していくためには、市場の価格形成等について日常的に監視している取引所との連携を一層強化していく必要があると考えております。

4. 検査結果に基づく行政処分勧告

本事案については、金融商品取引業者による不公正取引であったことから、課徴金調査と証券検査の連携を図っております。

証券監視委及び関東財務局によるむさし証券株式会社に対する検査の結果、法令違反の事実(自己売買による相場操縦行為(金融商品取引法第159条第2項第1号)のみならず、株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況(金融商品取引法第51条))が認められたことから、証券監視委は、上記課徴金勧告と同日付で、金融庁に対して行政処分を求める勧告を実施しております。

(参考)「むさし証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について」 証券取引等監視委員会ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140613-1.htm

5. おわりに

証券監視委としては、今後とも、証券市場における取引の公正性を図るため、現物市場であるか、デリバティブ市場であるかを問わず、自主規制機関である取引所と連携し、監視を強化していく考えであり、機関投資家等の違反行為が判明した場合には、厳正に対処してまいります。

- ※ 文中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。
- ■証券取引等監視委員会ウェブサイト

http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報など を配信しています。

http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm